

スポーツ調停 (和解あつせん) 概略説明書

2014年4月1日改訂

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

目次

1. 手続実施者の選任に関する事項

- (1) 当事者間で調停人の選定方法について合意している場合
- (2) 当事者間で調停人の選定方法について合意していない場合の調停人選定手続

2. 紛争の当事者が支払う報酬又は費用に関する事項

- (1) 調停申立料金
- (2) 調停応諾料金
- (3) 調停申立ての取下げの場合の料金の返還
- (4) 当事者が負担すべきその他の手続費用
- (5) 予納と手続終了後の精算
- (6) 調停人・助言者への報償金（当事者の負担なし）
- (7) 当事者が（1）・（2）及び（4）の金銭を納付がない場合
- (8) JSAA への金銭の支払方法

3. 調停手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

- (1) 事前相談
- (2) 紛争の内容（調停規則第 2 条）
- (3) 調停申立て（調停規則第 10 条・第 12 条）
- (4) 調停の申立ての受理とその通知（調停規則第 11 条・第 12 条）
- (5) 調停人の選定手続（調停規則第 15 条・第 16 条）
- (6) 調停手続（調停規則第 17 条・第 18 条）
- (7) 調停手続の終了（調停規則第 19 条）

4. 守秘義務

5. 調停人、日本スポーツ仲裁機構、その役員・職員の免責

* 必要に応じて、以下の通り略語を用いる。

- ・ 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」＝「法」又は「ADR 法」
- ・ 「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」＝「調停規則」

日本スポーツ仲裁機構におけるスポーツ調停(和解あっせん)の概略

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下、「JSAA」と略します。)の「特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)規則」(以下、「調停規則」と略します。)による調停(和解あっせん)の概略は次の通りです。これは、どなたでもご希望があれば、お渡しするように準備したものです。また、スポーツ調停の利用をお考えの方には、本書面をお渡しして手続の内容をご説明します。

1. 手続実施者の選任に関する事項

(1) 当事者間で調停人の選定方法について合意している場合(規則第 15 条)

- ① その合意に従って調停人を選定してください。
- ② 調停人から調停規則による調停手続の調停人に就任する承諾書を頂いてください。
- ③ 当事者は、②の調停人の承諾書とともに、調停人の氏名、住所、連絡先(電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス)及び職業を記載した調停人選定通知書を JSAA に提出してください。
- ④ JSAA の住所・FAX 番号・e-mail アドレスは以下の通りです。

所在地	150-0041 東京都渋谷区神南2丁目1番1号 国立代々木競技場内
TEL	03-5465-1415
FAX	03-3466-0741
E-mail	info@jsaa.jp
ホームページ	http://www.jsaa.jp
業務取扱時間	月～金 10:00～17:00 休業日：土日祝日 夏季休業日(8月13日から17日) 冬季休業日(12月28日から1月4日)

- ⑤ JSAA は、ホームページ (http://www.jsaa.jp/doc/mediators_1.pdf) に掲示されている「スポーツ調停人候補者リスト」掲載の調停人候補者と同等の能力を有するものと認められ(仲裁人及び調停人候補者の選定並びに助言者の委嘱に関する指針参照。)、かつ、調停規則第 14 条及び民事訴訟

法第 23 条 1 項各号（必要な読替えを行います。）に照らして、問題がないことが確認された場合には、連絡を受けた方を調停人として受け容れます。

参考：

仲裁人及び調停人候補者の選定並びに助言者の委嘱に関する指針

1. 一般財団法人日本スポーツ仲裁機構は、スポーツ仲裁規則第 20 条第 3 項及び特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第 24 条第 3 項におけるスポーツ仲裁人候補、及び特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あつせん) 規則第 5 条におけるスポーツ調停人候補について、原則として、下記の要件をすべて具備することを条件として選定し、スポーツ仲裁人候補者リスト及びスポーツ調停人候補者リストをそれぞれ作成する。
 - (a) 弁護士、大学における法学系科目の講義担当者などの法律専門職にあること、又はこれに相当する法的素養があること。
 - (b) スポーツについて理解があること。
 - (c) 独立して、公平・適正な判断を下せること。
 - (d) 原則として、既存のスポーツ仲裁人候補者又はスポーツ調停人候補者からの推薦があること。
2. スポーツ仲裁人候補、及び特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あつせん) 規則第 17 条第 2 項に定める助言者は、スポーツ調停人候補者リスト掲載者のうち弁護士であって、予め助言者としての任務を果たすことを承諾しているものとし、そのリストにその旨を付記する。

調停規則第 14 条（調停人の公正性）

- 1 調停人は、他からの一切の影響を受けることなく独立して、公正かつ迅速に事案の処理にあたらなければならない。調停人は、当事者から直接に報酬その他の利益を得てはならない。
- 2 調停事案に利害関係（民事訴訟法第 23 条 1 項各号に定める関係を言う。）を有する者は、調停人になることができない。調停人は、調停人としての公正性に疑義を生じかねないと思われる事由があるときは、速かにこれを開示しなければならない。
- 3 調停人選任後においては、調停人と当事者とは、審問期日外において、事案について相互に直接連絡を取ってはならない。ただし、特段の事情がある場合において、公正性を損なわないような方法であればこの限りではない。

（裁判官の除斥）

民事訴訟法第 23 条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあつては、他の裁判所の嘱託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。

- 一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。
- 二 裁判官が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。
- 三 裁判官が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であると

き。

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となったとき。

五 裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。

六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

2 (略)

- ⑥ これに対し、JSAA が⑤の確認作業を行った結果、問題があると判断した場合には、当事者から通知のあった方は調停人とし、ない旨を当事者に通知します。なお、調停人として就任後に、調停規則第 14 条第 2 項に照らして調停人となることのできない事由があることが判明した場合には、その時点で JSAA は調停人を除斥することを決定し、その旨を当事者に通知します。その場合、それまでの調停手続はすべて無効となり、改めて調停人の選定の最初の段階に戻るようになります。
- ⑦ ⑥の通知を受けた当事者は、調停人選定について、再度、当事者間の合意により特定の調停人を選定してこれを JSAA に通知するか（この場合には上記の①から④によります。）、又は、次の「(2) 当事者間で調停人の選定方法について合意していない場合の調停人選定手続」によることとするか、いずれをとるか決めてください。

(2) 当事者間で調停人の選定方法について合意していない場合の調停人選定手続(規則第 16 条・第 17 条)

- ① JSAA は、JSAA のホームページに掲示している「スポーツ調停人候補者リスト」のうち、調停規則第 14 条（上記 1(1)⑤に掲載した条文参照。）に照らして問題ないと判断される者を複数特定し、これらの候補者を記載した「選定調停人候補者名簿」を各当事者に作成し送付します。
- ② 各当事者は、「選定調停人候補者名簿」を受領後 7 日以内に JSAA に対し、異議のある候補者については×印を、その他の各候補者については調停人への就任を希望する順位をそれぞれ付して、そのリストを JSAA に返送してください。
- ③ ②記載の 7 日以内に当事者がその希望を記した「選定調停人候補者名簿」を返送してこない場合には、JSAA は、その当事者は調停人候補者について特に意見はないものとして扱います。
- ④ JSAA は、当事者から返送された「選定調停人候補者名簿」を受領後、遅滞なく、当事者が共通に希望する候補者があるか否かを確認し、もし、そのような候補者があれば、その順位を考慮し（できるだけ希望順位が高い方を選ぶようにします。）、調停人を選定します。
- ⑤ これに対して、当事者に共通の候補者がいないときは、JSAA が、当事者が付した×印にも妥当な考慮を払いつつ（できるだけ、そのような候補者は選ばないようにします。）、JSAA が調停人を選定します。

- ⑥ ④又は⑤により、JSAA が調停人を選定したときは、その者を候補者として、当事者にその者の氏名を通知します。
- ⑦ 当事者は、⑥の通知により JSAA による調停人の選定を知るわけですが、その選定に異議があるときは、理由を添えて、調停人選定通知の受領後 5 日以内に JSAA にその旨を通知してください。
- ⑧ JSAA がいずれかの当事者から⑦の異議の通知を受けた場合には、JSAA は遅滞なく、当該調停人を別の調停人に差し替えるか否かを決定し、当該調停人を維持する場合にはその旨を、差し替える場合には新たな調停人を当事者に通知します。
- ⑨ JSAA が⑧により新たな調停人を選定して通知をしたときは、当事者は、⑦と同じく、これに異議があるときは、理由を添えて、調停人選定通知の受領後 5 日以内に JSAA にその旨を通知してください。それに対しては、JSAA としては、再び、⑧に定めることを行います（そして、また新たな調停人を選定して通知したときは、この⑨記載のことを繰り返すことになります）。
- ⑩ ⑥により通知された調停人候補者を両当事者が受け容れた場合（⑦に定める期間内に異議の通知がなかった場合も同様です。）、又は、いずれかの当事者から異議の通知があったにもかかわらず、⑧により、JSAA が諸般の事情を考慮して最終的なものとして調停人決定の通知をした場合、調停人は確定します。
- ⑪ 調停人として就任後に、調停規則第 14 条第 2 項に照らしてそもそも調停人となることができない事由があることが判明した場合には、その時点で JSAA はその調停人を除斥することを決定し、その旨を当事者に通知します。その場合、それまでの調停手続はすべて無効となり、改めて調停人の選定の最初の段階に戻ることになります。
- ⑫ なお、当事者は調停人を忌避（すなわち排除）することができます。これについては、調停規則第 16 条の 2 に規定されています。

調停規則第 16 条の 2（忌避）

- 1 当事者は合意により、不適切と思われる調停人を忌避することができる。
- 2 当事者の一方による調停人忌避の申立てについては、当事者及び問題となっている調停人に対して意見を述べる機会を与えた上で、日本スポーツ仲裁機構がこれを判断する。この場合の判断基準として、民事訴訟法第 24 条を準用する。

（裁判官の忌避）

- 民事訴訟法第 24 条** 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。
- 2 当事者は、裁判官の面前において弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又

は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

2. 紛争の当事者が支払う報酬又は費用に関する事項

これについては、調停規則第5章(第23条から第27条)及び「特定調停合意に基づくスポーツ調停料金規程」(以下、「調停料金規定」と略します。)に定めがあります。

(1) 調停申立料金

申立人の支払う調停申立料金は25,714円です(調停料金規定第2条)。

(2) 調停応諾料金

被申立人が支払う調停応諾料金は25,714円です(調停料金規定第3条)。

(3) 調停申立ての取下げの場合の料金の返還

調停期日開催の前に、調停規則19条2項a号、b号又はe号により調停手続が終了した場合には、調停申立料金及び調停応諾料金の全額をそれぞれの当事者に返還します(調停料金規定第4条)。

(4) 当事者が負担すべきその他の手続費用

調停規則24条によれば、調停手続の管理に関して、JSAAの固定費用で賄われるべき費用以外の費用が発生する場合には、両当事者が均等にこれを負担し、連帯して責任を負うとされています。この「固定費用で賄われるべき費用以外の費用」の例は以下の通りです(調停料金規定第5条)。

- | |
|---|
| a 調停人に支払うべき交通費等(特定調停合意に基づくスポーツ調停人・助言者報償金規程3条) |
| b 調停手続をJSAAの事務局以外の場所で行う場合の賃料、及び、その場合において手続の補佐のために調停人がJSAA事務局関係者の在席を必要と認めたときは、その交通費等 |

上記のうち、「交通費」及び「賃料」の金額の目安は以下の通りです。

・a及びbの交通費はエコノミー・クラス、普通指定席その他これに準ずるクラスの料金です。また、調停人が宿泊しなければならない場合の宿泊費は1人1泊10,000円程度の宿泊費です。

・bの賃料は一時間当たり5000円程度です。

(5) 予納と手続終了後の精算

当事者は、(4)に定める費用に充当するため、JSAAの定める金額をその定める方法に従い、その定める期間内にJSAAに納付してください(調停規則第27条第1項)。事前の納付(すなわち予納)の場合、金額は概算によることとなります

ので、過不足が生じます。不足の場合には、JSAA から再度、予納を求めることとなります。他方、調停手続が終了した場合において、当事者が予納した金額の合計額が、精算の結果、当事者が JSAA に納付すべき金額を超えるときは、JSAA は、その差額を当事者に返還します(調停規則第 27 条第 3 項)。

(6) 調停人・助言者への報償金(当事者の負担なし)

調停人及び助言者は、報償金並びに調停手続の遂行に必要な費用の支払いを JSAA から受けることとなりますが、当事者はこれを負担する必要はありません(調停規則第 26 条)。なお、「特定調停合意に基づくスポーツ調停人・助言者報償金規程」第 2 条によれば、調停人及び助言者の報償金は、原則として 1 事案 54,000 円で、JSAA は、調停人の経験、事案の難易度その他の事情を考慮して、108,000 円までの範囲内でこれを変更することができる、とされています。

(7) 当事者から(1)・(2)及び(4)の金銭の納付がない場合

当事者が(1)・(2)及び(4)に定める金銭の納付をしないときは、JSAA は調停手続を停止又は終了することができます。ただし、(4)の金銭に限り、一方の当事者が他方の当事者(相手方)が支払うべき分についても納付したときは、この限りではありません。

(8) JSAA への金銭の支払方法

次の銀行口座へ振込みの方法で支払ってください。

銀行名:みずほ銀行
支店名:東京営業部支店
種別:普通
口座番号:1613620
宛先:コウエキザイダンホウジンニホンスポーツチュウサイキコウ

3. 調停手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行

(1) 事前相談

スポーツに関する紛争について、JSAA の手続を利用することをお考えの場合、JSAA にお問い合わせくだされば、調停手続(又は仲裁手続)についてご説明します。お問い合わせ先は、1(1)④に記載の通りです。そこに記載のホームページにもできる限り分かりやすく情報を掲載しております。

(2) 紛争の内容(調停規則第 2 条)

JSAA の調停規則による調停を行う対象は、「スポーツに関する紛争」です。ただし、「スポーツに関する紛争」であっても、次の紛争に関しては当事者間限りで和解をすることは適当ではないと考えられるため、和解のあつせんをする「調停」

ではなく、「事実関係について当事者双方が確認し、理解することの手助けをすることを目的とする手続のみ」を行うことになっています(調停規則第2条第2項)。

- | |
|---|
| a 競技中になされる審判の判定に関する紛争 |
| b スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関がした懲戒処分決定に関する紛争 |

この a 及び b の紛争の場合、調停規則のすべての規定を「適用」するのではなく、「準用」することになります。具体的には、手続について次の点が異なることとなります。

- ① 調停規則第17条第1項に定める調停人の行為のうち、「円満な解決に至るよう努めなければならない」という部分は、「事実関係について当事者双方が確認し、理解するよう努めなければならない」と読み替えることとなります、
- ② 調停規則第18条第3項に定める調停人の行為のうち、「解決案」の提示はせず、事実関係についての「見解」の提示がされることがあるだけです。
- ③ 調停規則第19条に定める事項のうち、「和解」、「和解契約」及び「和解契約書」に関する事項は適用されません。

なお、JSAAの「スポーツ仲裁規則」に基づく仲裁については、「競技団体」を定義して限定していますが、調停規則の適用については、「競技団体」はスポーツ仲裁規則第8条第1項所定の団体に加え、選手に関する決定、処分等を行うあらゆる競技団体を含みます。

(3) 調停申立て (調停規則第10条・第12条)

- ① 調停規則による調停を申立てるには、申立人は、次に掲げる事項を記載した調停申立書 (調停手続書式02調停申立書)をJSAAに提出してください。

- | |
|---|
| a 当事者の氏名又は名称並びに住所及び連絡先 (電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス) |
| b 代理人を定めた場合には、その氏名並びに住所及び連絡先 (電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス) |
| c 申立ての内容及び紛争の概要 |

- ② 申立人は、調停申立ての際、調停合意がすでにある場合には、それを証する書面の写しをJSAAに提出してください。調停合意がない場合には、⑥の扱いとなります。
- ③ 代理人(弁護士)によって調停手続を行うときは、代理人は、調停申立書とともに、委任状 (調停手続書式03委任状)を日本スポーツ仲裁機構に

提出してください。

- ④ 申立人は、調停申立ての際、調停申立料金（25,714 円）を納付してください。納付先は2（8）記載の通りです。
- ⑤ 調停申立書が上記の要件を欠く場合には、JSAA は相当な期間を定め、その期間内にその欠ける部分を補正すべきことを申立人に通知し相当の期間内に本条に定める要件を満たすに至らない場合には、調停の申立てはなされなかったものとして扱うこととなります。
- ⑥ 調停合意書がない場合であっても、JSAA が適当と判断するときは、被申立人に対して連絡をとり、調停合意に達することを事実上手伝うことがあります。
- ⑦ なお、当事者は、調停手続中には、その対象となっている紛争について、仲裁や訴訟の手続を開始してはならないこととなります。ただし、権利を保全するために必要な手続をすることは差し支えありません(調停規則第12条)。

(4) 調停の申立ての受理とその通知（調停規則第11条・第12条）

- ① JSAA は、上記（3）に適合した調停申立てがなされたことを確認後、被申立人に対して、申立人が提出した調停申立書及び調停合意書を送付し、調停申し立てがあったことを通知するとともに、調停手続について説明を行った上で、申立人の提出した調停合意書に定めるとおりに調停を行うことについての意思を確認します。
- ② ①の確認ができた場合には、JSAA は、遅滞なく、申立人及び被申立人に調停の申立ての受理を通知します。被申立人に対する受理の通知には、調停申立書の写しを添付します。
- ③ 被申立人は、調停合意に従って調停手続に参加することに応諾する場合には、調停応諾料金（25,714 円）を納付してください。納付先は2（8）記載の通りです。
- ④ 被申立人が調停応諾料金を納付しないときは、JSAA は、調停手続を開始することができないものとみなし、その旨を付記して調停申立書を申立人に差し戻すとともに、調停申立料金を返還します。
- ⑤ なお、当事者は、調停手続中には、その対象となっている紛争について、仲裁や訴訟の手続を開始してはならないこととなります。ただし、権利を保全するために必要な手続をすることは差し支えありません(調停規則第12条)。

(5) 調停人の選定手続（調停規則第15条・第16条）

これについては、上記1記載の通りです。

(6) 調停手続（調停規則第17条・第18条）

- ① 調停人は、当事者双方の主張を聴き、当事者の一方又は双方に助言をす

るなどの方法で、円満な解決に至るように努めることとなります。

- ② 調停人が弁護士ではない場合には、調停の実施に当たり、法令の解釈適用に関する専門的知識に基づく助言を得ることができるようにするため、JSAAがスポーツ調停人候補者リストに掲載されている弁護士1名を選任し、その者からの助言を受けることができるよう措置します。
- ③ 調停人は、両当事者と一堂に会する調停期日を原則として1回設定します。その調停期日及び場所は、調停人が当事者の意見を聴いたうえで決定し、当事者に通知します。
- ④ 調停人は、調停期日においては、当事者の一方と個別に協議することができます。これは、個々の当事者が相手方に聴かれたいけれども、調停人は伝えておきたいことを伝えることにより、調停人が紛争の解決の糸口を見つけることなどを目的とするものです。ただし、両当事者が、その様な協議をすることについて予め同意をしている場合に限りです。また、このような個別の協議が行われても、調停人は、その協議の内容を、当事者の明示の意思に反して他の当事者に伝えてはならないことになっていきますので、他の当事者に伝えてほしくないときには、明示的に（すなわち、書面又は口頭ではっきりと）調停人に意思表示してください。
- ⑤ 調停人は、いずれかの当事者の要請がある場合には、適宜の時期に当事者に解決案又は見解を提示することができます。
- ⑥ その他、具体的な調停手続の進め方は、紛争の内容や当事者の態度等で異なってきますので、調停人が調停規則及びその趣旨に反しない限りで、適当と認める方法により進めることとなります。
- ⑦ なお、調停期日には、通常、JSAAが指定する事務局職員が立ち会うこととなります。

(7) 調停手続の終了（調停規則第19条）

- ① 調停手続は、原則として、調停人選定後、3カ月以内に終了すべきこととされています。ただし、調停人は、当事者間に別段の合意があるときはJSAAが必要と認めたときは、その期間を延長することができます。
- ② 調停は調停規則第19条第2項に定める次の事由により終了します。

- a 和解が成立したとき
- b 両当事者が事案をスポーツ仲裁規則による仲裁その他の方法により解決することに合意したとき
- c 両当事者の立場の隔たりが大きく、歩み寄りの姿勢がみられないことその他これに準ずる場合において、調停人が調停不調を理由に書面により手続打ち切りの決定をしたとき（調停人はこの書面に日付を明記しなければならない。）
- d 前項に定める期間＜原則 3 カ月＞が経過した場合において、そのことを理由に調停人が書面により手続打ち切りの決定をしたとき（調停人はこの書面に日付を明記しなければならない。）とき

- e いずれかの当事者が調停人又は日本スポーツ仲裁機構に対し調停手続の終了を通知し、日本スポーツ仲裁機構が調停終了の決定をしたとき
- f 日本スポーツ仲裁機構が第 27 条第 2 項の規定に従い、調停手続終了の決定をしたとき

- ③ 当事者間において和解が成立した場合（②a の場合）、調停人は、相当と認めるときは、当事者に和解契約書を作成させたうえで、和解契約成立の立会人としてこれに署名押印します。通常、和解契約書は当事者の数に 1 を加えた数の原本を作成します。そして、JSAA は、この和解契約書の原本 1 通を調停手続が終了した日から 10 年を経過する日まで保管し、当事者の要請、裁判所の命令その他適切な場合には、その写しを交付します。
- ④ 両当事者が事案をスポーツ仲裁規則による仲裁その他の方法により解決することに合意したとき（②b の場合）又はいずれかの当事者が調停人又は日本スポーツ仲裁機構に対し調停手続の終了を通知したとき（②e の場合）による調停手続の終了については、当事者から JSAA への通知は、できるだけ、所定の書式（調停手続書式 06 調停手続終了通知書）を用いてください。ただし、その趣旨が明確に JSAA に伝えられれば、他の方法でも結構です。
- ⑤ 両当事者の立場の隔たりが大きく、歩み寄りの姿勢がみられないことその他これに準ずる場合において、調停人が調停不調を理由に書面により手続打ち切りの決定をしたとき（②c の場合）又は原則 3 ヶ月の期間が経過した場合において、そのことを理由に調停人が書面により手続打ち切りの決定をしたとき（②d の場合）には、調停人は遅滞なく JSAA にその旨を連絡することになっていますので、JSAA はこれを当事者に遅滞なく通知します。
- ⑥ JSAA の決定により終了する場合（②f の場合）とは、当事者が JSAA からの費用の予納を行わないことを理由とするものです。そのような場合には、意思確認と終了決定をすることになることを事前に連絡はしますが、それでも予納されないときには調停手続を続ける意思がないものとして、終了決定をします（この決定は文書で当事者に送付します）。

4. 守秘義務（調停規則第 20 条）

- ① 調停手続は、非公開です。ただし、JSAA は、調停手続の結果については、両当事者の承諾を得て、当事者の特定ができないような形で、事案の概要、解決方法等を公開することができます。なお、JSAA は、統計的な数字の公表には当事者の承諾を要しないで公表します。
- ② 調停人、助言者、日本スポーツ仲裁機構の役員及び職員、当事者及び代理人その他調停手続に関与する者は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、調停手続中及び手続後に、調停手続に関する情報を他に漏らしては

なりません。

- ③ いずれの当事者も、調停手続において相手方当事者が提出した主張又は表明した見解、調停手続において相手方当事者によりなされた自白、調停人の示した提案及び相手方当事者が調停人の提案を受け容れる用意のあることを表明したという事実を、調停手続に付託した紛争と関係するものであるか否かを問わず、訴訟手続及び仲裁手続において、証拠として提出すること及びそれらに基づく主張をしてはなりません。
- ④ 調停に関して JSAA 及び調停人に提出された資料、陳述された意見の記録等は、JSAA において厳重に保管し、当事者からの申し出があれば、これを返還します。

5. 調停人、日本スポーツ仲裁機構、その役員・職員の免責（調停規則第9条）

調停人、日本スポーツ仲裁機構、日本スポーツ仲裁機構の役員及び職員は、故意又は重過失による場合を除いて、調停手続に関する作為又は不作為から生ずる損害等に対して、何人に対しても責任を負いません。